

下級裁判所裁判官指名諮問委員会福岡地域委員会（第32回）議事要旨
（福岡地域委員会庶務）

1 日時

平成25年5月31日（金） 15:00～15:50

2 場所

福岡高等裁判所公用室

3 出席者

（委員）飯倉立也，川口宰護（委員長），新関輝夫，永尾廣久，野口郁子（敬称略。五十音順）

（庶務）江頭総務課長，福田総務課課長補佐

（説明者）永淵事務局長

4 議題

平成25年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報の取りまとめについて

5 審議資料（添付省略）

111 判事任命（下半期）候補者に関する情報目録

6 協議等

庶務から，審議資料111の情報22件について，情報提供の在り方については特段問題なかったものの，うち2件については期限後の提出であった旨説明された。審議の結果審議資料111のうち，特段の情報が記載されていなかった2件を除く情報20件を指名諮問委員会に報告することについて全委員が了承した。

なお，委員から次のとおり意見が述べられた。

- ・ 当地域委員会が，ポジティブ情報を参考意見としてではなく，ネガティブ情報と併せて指名諮問委員会に公平に送付する扱いとしていることには意味があると改めて感じた。

- ・ ネガティブ情報にかなり具体的な内容が記載されている一部の候補者については、より慎重な審議をすべきであるとの意見を付して送付すべきではないか。地域委員会で重点審議者を決めることはできないという点はよく理解しているつもりであるが、下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則第13条2項にも定めがあるように、地域委員会は、指名諮問委員会に報告するにあたって、意見を付することができると思われるところであり、上記のような意見を付した方がよいものと考えている。

審議の結果、特段の意見を付すことなく指名諮問委員会に送付することとされた。

また、委員から次のとおり意見が述べられた。

- ・ 国民に意見を問う必要がもっとあるのではないかと考えている。例えば、裁判所のホームページでこの手続を紹介して当事者や傍聴者の声を中央に届ける必要があるのではないか。

他の委員からは、そのような情報収集を実施することは困難であろうとの複数の意見が出された。

7 次回期日

当委員会の次回期日が次のとおり指定された。

次回（第33回）9月18日（水）15：00